

第9次水質総量規制の概要

1 水質汚濁防止法の概要

水質汚濁防止法（以下「法」という。）では、特定施設を設置する工場・事業場の排水規制（排水基準、総量規制基準）を実施し、公共用水域の水質の保全を図ることを目的としています。

総量規制基準は、伊勢湾に流入する汚濁負荷量を削減するため、伊勢湾とこれに流入する公共用水域に排出水を排出する工場・事業場で日平均排水量が $50\text{m}^3/\text{日}$ 以上ある特定事業場（以下「指定地域内事業場」という。）に適用されます。

化学的酸素要求量（COD）については、昭和55年から規制基準（第1～4次総量規制基準）が定められており、平成14年の第5次水質総量規制からは、窒素含有量及びりん含有量が追加されています。

第9次水質総量規制では、次の2施設以外の指定地域内事業場においては次の2に示す告示が引き続き適用となることから、第8次総量規制基準から変更ありません。

○愛知県豊川浄化センター（豊橋市）及び愛知県矢作川浄化センター（西尾市）

2 総量規制基準（法第4条の5第1項及び第2項）

総量規制基準は愛知県告示により、COD、窒素含有量及びりん含有量について定められており、一律の基準ではなく、指定地域内事業場の業種、排水量により規制基準値は異なり、同告示に示す算式により算定した汚濁負荷量が規制基準値となります。なお、第9次総量規制は、愛知県の2施設以外の指定地域内事業場においては告示が引き続き適用となることから、第8次総量規制基準から変更ありません。

- 法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準
（平成29年6月27日愛知県告示第286号 資料1参照）
- 法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準
（平成29年6月27日愛知県告示第287号、一部改正令和4年10月25日愛知県告示第427号 資料2参照）
- 法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準
（平成29年6月27日愛知県告示第288号、一部改正令和4年10月25日愛知県告示第428号 資料3参照）

3 汚濁負荷量の測定（法第14条第2項）

COD及び窒素、りん含有量の汚濁負荷量の測定は、下記のとおり行い、測定結果を3年間保存することとされています。また、指定地域内事業場から排出水を排出しようとするとき又は当届出に係る測定手法を変更しようとするときは、あらかじめ、法第14条第3項に基づき汚濁負荷量の測定手法を春日井市長に届出する必要があります。（記入例：p94～107参照）

- COD、窒素及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定頻度

日平均排水量が	の事業場	排水の期間中毎日
400 $\text{m}^3/\text{日}$ 以上	の事業場	1回/7日以上
同 200 $\text{m}^3/\text{日}$ 以上400 $\text{m}^3/\text{日}$ 未満	の事業場	1回/14日以上
同 100 $\text{m}^3/\text{日}$ 以上200 $\text{m}^3/\text{日}$ 未満	の事業場	1回/30日以上
同 50 $\text{m}^3/\text{日}$ 以上100 $\text{m}^3/\text{日}$ 未満	の事業場	1回/30日以上
- COD、窒素及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法
資料4～6（p54～80）参照